

管理 No.	F021
--------	------

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:福祉部障がい福祉課
 (在宅支援係 /内線:2794)

根拠区分	法律・条例	
許認可等の名称	指定自立支援医療機関の指定の更新	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)
	根拠規定条項	第60条第1項
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成 18 年厚生労働省令第 19 号) 指定自立支援医療機関の指定について(平成 18 年 3 月 3 日障精発第 0303005 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通 知) 奈良市指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)指定要領(平成 29 年 4 月 1 日施行)
	基準規定条項	施行規則第57条
	審査基準	指定自立支援医療機関の指定の更新については、指定自立支援医療機関の指定に ついて(平成 18 年 3 月 3 日障精発第 0303005 号厚生労働省社会・援護局障害保健福 祉部精神保健福祉課長通知)、並びに奈良市指定自立支援医療機関(育成医療・更生医 療)指定要領(平成 29 年 4 月 1 日施行)に定めるとおりとする。
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成 29 年 2 月 3 日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 30 年 2 月 26 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	